

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市協働事業提案書

平成29年11月24日

伊勢原市長 殿

住 所 XXXXXXXXXX
団体名 いせはら芸術花火大会実行委員会
代表者氏名 実行委員長 柏木 貞俊



伊勢原市市民協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり提案します。

提案区分	☒ 市民提案型協働事業 ☐ 行政提案型協働事業
協働事業名	第7回 いせはら芸術花火大会
添付資料	(1) 団体概要（第2号様式） (2) 協働事業実施計画書（第3号様式） (3) 協働事業収支予算書（第4号様式） (4) 規則、定款、規約、会則その他これに準ずるものの写し (5) 会員、構成員の名簿の写し (6) 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し

第2号様式（第6条関係）

団 体 概 要

平成29年11月22日現在

団 体 名	いせはら芸術花火大会実行委員会		
所 在 地			
代 表 者	柏木 貞俊		
設 立 年 月	平成20年 4月		
会員の状況	会員	28人（うち伊勢原市民	25人）
業 務 内 容	芸術花火大会の開催		
主な公益活動 の 実 績	平成21年4月25日 第1回 湘南いせはら芸術花火大会の実施 平成24年4月15日 第2回 いせはら芸術花火大会の実施 平成25年4月13日 第3回 いせはら芸術花火大会の実施 平成26年4月12日 第4回 いせはら芸術花火大会の実施 平成27年4月18日 第5回 いせはら芸術花火大会の実施 平成29年4月15日 第6回 いせはら芸術花火大会の実施		
連絡担当者	氏名	柏 木 貞 俊	
	所属		
	電話		
	FAX		
	e-mail		

協働事業実施計画書

協働事業名	第7回 いせはら芸術花火大会
事業の目的	本会は、伊勢原の自然あふれる景観に映える芸術花火の美しさで人々に喜びと感動を与え、我がまち伊勢原の知名度を高め、全国から注目されるいせはら芸術花火大会の開催に向け活動する事を目的とする。
事業内容	芸術花火の打ち上げ 市民によるステージイベントの開催 市民による飲食物販ブースの開催 FM湘南ナパサ等による会場からの中継
スケジュール	別紙参考
協働の効果	市民と行政が、協働する事により、市民のみでは取得困難な各種許認可（国・県含む）の円滑がはかれる。 また、市民中心の実行委員会と行政の一体感が生まれ、まちの活性化につながる。
役割分担	（市民活動団体の役割） 市民の郷土意識の向上をはかる。
	（市の役割） 各種許認可の指導 国・県との連絡調整 当日のボランティア支援

第4号様式（第6条関係）

協働事業収支予算書

協働事業名	第7回 いせはら芸術花火大会
団 体 名	いせはら芸術花火大会実行委員会

収入の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量、単価等)
協賛金	20,000,000	
前年度繰越金	0	
収入合計額	200,000,000	

支出の部

区 分	見 積 額 (円)	積算根拠 (数量、単価等)
煙火費（打上含）	10,000,000	2,000発
広報費	1,000,000	ポスター・タウンニュース・折込プログラム
警備費	2,300,000	
会場設営費	3,400,000	トイレ・燈光機・コーンポール・テント その他
運営費	1,000,000	スタッフジャンパー・看板・神奈中バス
中継費	54,000	
音響費	2,200,000	音響・ステージ・ビジョン
予備費	46,000	
支出合計額	20,000,000	

いせはら芸術花火大会 実行委員会

実行委員長 柏木 貞俊

第7回 いせはら芸術花火大会 概要

秋冷の候、貴殿ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は当会にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。来年の春の花火大会実施に向け活動を開始致しました。

本大会は、自治会をはじめと致します地域の皆さま方にも多大なご協力をいただきながら市民により開催をしております。

当実行委員会メンバー一同、伊勢原の発展を願う若い志をもった仲間が集まり真剣に取り組んでいます。市民の力による市民の為のイベントとして後世に引き継げるものにして行きたいと考えています。

開催日時

平成 30 年 4 月 14 日(土)

[荒天の場合、翌日の4月15(日)]

開催会場

伊勢原市総合運動公園

来場者数
(推定)

2 万人 (多目的広場が観覧席)

花火打揚
煙火店

株式会社 磯谷煙火店

内閣総理大臣賞受賞煙火店
愛知県岡崎市

花火大会
内容

芸術 8 号玉・コンピュータ制御によるメロディ花火・伊勢原市民追悼花火、伊勢原をイメージしたオリジナル音楽創造花火、メッセージ花火など、約 2,000 発、40 分間。午後 7 時打ち揚げ予定。

日中イ
ベント内容

午後から音楽やダンスなど、多彩なイベントを企画。また、市民参加型のブースを設置し、伊勢原市の物産を中心とした模擬店を展開。広く、伊勢原市を内外にアピールするようなイベントを計画。

大会
費用

約 2,000 万円を想定。伊勢原市内を中心とした企業及び団体、個人による協賛金で運営。

後援
団体

伊勢原市／伊勢原市商工会／伊勢原市教育委員会／（一社）伊勢原市観光協会／伊勢原市商店会連合会／大山観光振興会／笠窪商工振興会／伊勢原市私立幼稚園協会／"元気な伊勢原づくり"共同事業体／伊勢原市仏教会

※第6回目時のご後援団体

(参考)

伊勢原市市民協働事業 2017年4月15日(土)開催

いせはら芸術花火大会

花火大会無事終了しました。ご協力いただきました、すべての皆さまに感謝申し上げます。

(./index.html#)

6th いせはら芸術花火大会 プログラム

0	開幕セレモニー
1	花火図鑑4号50玉
2	開幕スターメイン
3	ハーモニー花火
4	スターメイン「スーパーマリオの大冒険」
5	メッセージ花火
6	伊勢原市民花火
7	創造花火5号50玉
8	スターメイン「スノークリスタル」
9	伊勢原市民追悼花火
10	特製8号玉5発
11	メロディー花火

いせはら芸術花火大会実行委員会規約

第1条 名 称

本会はいせはら芸術花火大会実行委員会と称する。

第2条 事務所

本会の事務所は伊勢原市小稲葉 218-1 に置く。

第3条 目 的

本会は、伊勢原の自然あふれる景観に映える芸術花火の美しさで人々に喜びと感動を与え、我がまち伊勢原の知名度を高め、全国から注目されるいせはら芸術花火大会の開催に向け活動する事を目的とする。

第4条 会 員

本会は、第3条の趣旨に賛同する者で構成し、実行委員会の承認をもって会員とする。

第5条 事 業

本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員は運営活動に対し協力援助すること。
- (2) 運営活動に関する研修を行うこと。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項を行うこと。

第6条 役 員

1 本会に次の役員をおく。

- (1) 実行委員長 1人
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 若干名
- (5) 監 事 2人

2 実行委員長、副実行委員長、幹事、会計及び監事は会員の互選により選出する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が就任するまで在任するものとする。

5 役員が、何らかの正当な事由により任期をまっとう出来ない時は、会員の中より補充することができる。

6 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 役員の職務

1 実行委員長は会務を総理し、本会を代表する。

2 副実行委員長は実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるとき、または、実行委員長が欠けたときは、あらかじめ実行委員長が指定する副実行委員長がその職務を代理する。

3 幹事は、実行委員長及び副実行委員長を補佐する。

4 会計は本会の会計を処理する。

5 監事は本会の会計を監査する。

第8条 相談役及び顧問

1 本会に、相談役及び顧問をおくことができる。

- 2 相談役及び顧問は実行員会の議決に基づいて、実行委員長が委嘱する。

第9条 事務局

- 1 事務局に職員をおくことができる。
- 2 職員は実行委員会の承認を得て、実行委員長が委嘱する。
- 3 職員は実行委員会の指示を受け、会務を処理する。

第10条 会議

- 1 本会の会議は、総会、臨時総会、実行委員会及び連絡会議とする。
- 2 総会は年1回、臨時総会及び実行委員会は必要に応じ実行委員長が招集する。
- 3 総会及び臨時総会の議長は出席者の内から選出しこれにあたる。
- 4 実行委員会、連絡会議の議長は実行委員長があたる。但し代理を選出することができる。

第11条 総会

- 1 総会は、会員の過半数の出席により成立し、議事はその過半数を以て決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 2 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 実行委員会役員選出に関すること。
 - (2) 事業計画並びに予算に関すること。
 - (3) 事業報告並びに決算に関すること。
 - (4) 規約に関すること。
 - (5) その他実行委員長が必要と認めること。

第12条 実行委員会

- 1 実行委員会は、会員の過半数もしくは実行委員長が認めた出席数により成立し、議事はその過半数を以て決する。可否同数の時は議長の決するところによる。
- 2 実行委員会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画に定められた事業等の実施運営に関すること。
 - (2) 総会に付議する事項。
 - (3) 総会の議決を要する事項で、実行委員長が総会を招集することが困難であると認めた事項。
- 3 前項第3号により処理した事項については、次の総会に報告するものとする。

第13条 連絡会議

- 1 連絡会議は、次に定める関係団体の出席をもって成立し、安全で円滑な事業を遂行する。
 - (1) 関係団体とは、伊勢原市、神奈川県伊勢原警察署、伊勢原市消防署及び関係諸団体とする。
- 2 連絡会議は次の事項を協議する。
 - (1) 事業計画に定められた事業等の実施運営に関すること。

第14条 財源

本会の財源は、次のとおり定める。

- (1) 事業にかかわる財源は、市民及び市内外に事業所を有する法人、団体等からの協賛金、及び事業収入、その他の収入とする。

第15条 会計年度

本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第16条 解 散

本会を解散する場合は、総会において会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第17条 補 足

この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、実行委員会の議決を経て定める。

本規約は、平成20年12月1日より有効とする。

平成26年5月1日改定

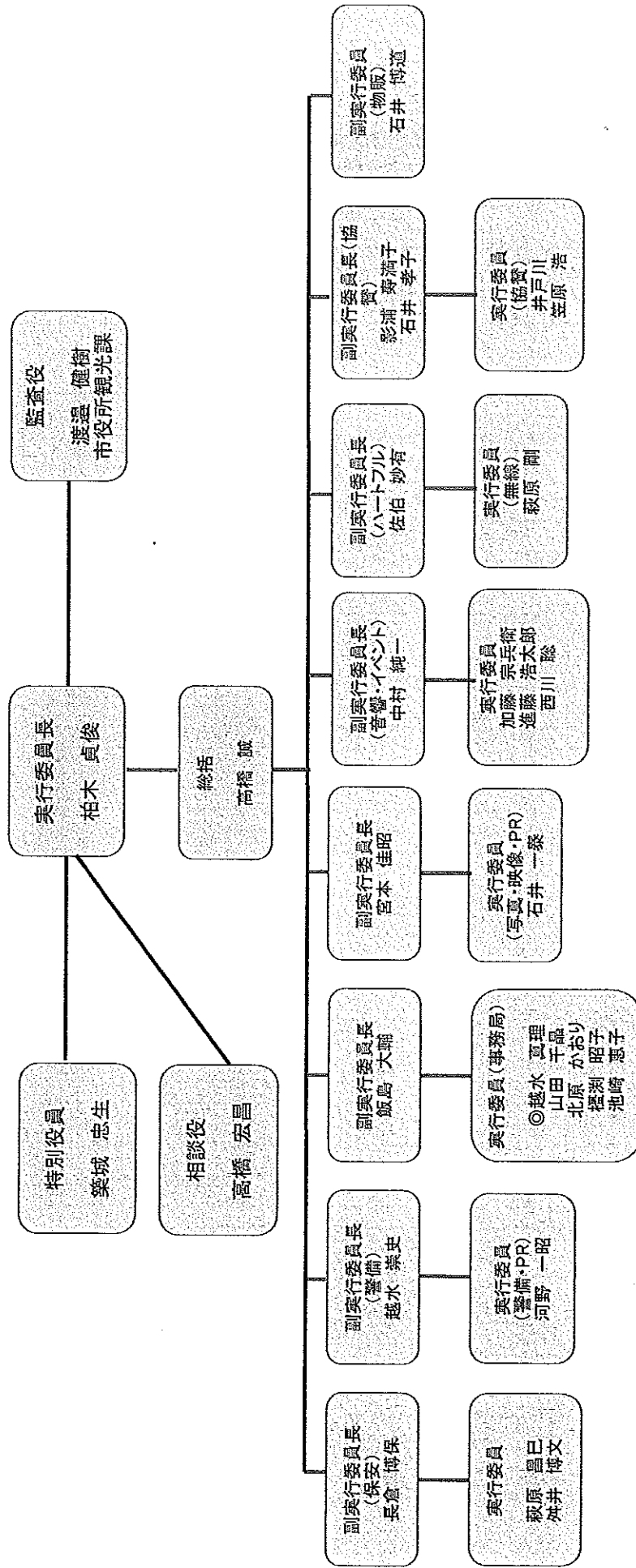
いせはら芸術花火大会 実行委員会名簿

2017年10月現在

所属	氏名	職業
特別役員	築城 忠生	(有)中屋 代表取締役
相談役	高橋 宏昌	デーエス瓦斯(株) 代表取締役
監査役	伊勢原市役所観光課	
監査役	渡邊 健樹	伊勢原立正幼稚園 理事長
実行委員長	柏木 貞俊	(株) 柏木牧場 専務取締役
副実行委員長	飯島 大輔	(有)アート・エス 代表取締役
副実行委員長	長倉 博保	(有)長倉塗装工業 代表取締役
副実行委員長	宮本 佳昭	伊勢原大神宮 宮司
副実行委員長	石井 孝子	花火鑑賞士
副実行委員長	石井 博道	(有)栄屋酒店
副実行委員長	影浦 寿満子	伊勢原市青少年相談室 補導員連絡協議会 副会長
副実行委員長	越水 崇史	越水行政書士事務所 代表
副実行委員長	佐伯 妙有	伊勢原ひかり幼稚園 園長
副実行委員長	高橋 誠	一級建築士
副実行委員長	中村 純一	(有)パル音楽産業 代表取締役
実行委員	萩原 昌巳	相模エレベータ工業(株) 代表取締役
実行委員	井戸川 秀治	(有)井戸川工務店 代表取締役
実行委員	笠原 浩	カサハラ印刷(株) 代表取締役
実行委員	加藤 宗兵衛	(株)茶加藤 代表取締役
実行委員(事務局)	越水 真理	会社員
実行委員(事務局)	檀淵 昭子	会社員
実行委員(事務局)	北原 かおり	会社員
実行委員(事務局)	山田 千晶	会社員
実行委員(事務局)	池崎 恵子	会社員
実行委員	萩原 剛	会社員
実行委員	進藤浩太郎	会社員
実行委員	河野 一昭	会社員
実行委員	西川 聡	会社員
実行委員	石井 一泰	会社員
実行委員	舩井 博文	会社員

いせはら芸術花火大会

組織図



協賛金大募集

ボランティアも募集中!

いせはらに、
夢と感動を。

内閣総理大臣賞受賞花火大会
組織・磯谷煙火店による華麗な花火世界

伊勢原市市民協働事業

7th いせはら芸術花火大会

開催日

2018年4月14日

土曜日

小雨決行

会場

伊勢原市総合運動公園
自由広場

※荒天・強風等の場合は翌日に順延。開催決定の詳細はHPをご覧ください。

協賛者
大募集!!

1万円のご協賛で、
4枚の協賛者エリア入場券を
進呈させていただきます。

※ご協賛金2,500円毎に1枚の「協賛者エリア入場券」を進呈致します。

5千円ご協賛で2枚、2万円ご協賛で8枚、5万円ご協賛で20枚です。

※3才以上は入場券必要。
大会当日のご協賛は3千円毎に1枚の入場券となります。

ご協賛頂けると、
協賛エリア入場券を進呈させていただきます。

※入場券を持っている方は、必ず入場できます。
※チケットの無い方は入場を規制する場合があります。

会場内全て、ペット同伴入場はできません。

— 折込プログラムへの掲載締切: 3/16(金)入金分まで —

特別協賛観覧席[全席禁煙]

プレミアムエリア(指定)
寝ソベリア

花火がすぐそこに!
芝生に寝そべりながら見る真上の絶景!

いす席(指定)
プレミアムシート

いすに座って優雅に鑑賞!
花火全体をゆったりと見渡せます!

三脚カメラ指定席
ショーディングエリア

カメラにおさめたいその瞬間!
シャッターチャンスを逃すべからず!

詳しくはホームページをご覧ください。

いせはら芸術花火大会

検索

いせはら芸術花火大会 実行委員会

●後援: 伊勢原市/伊勢原市商工会 他

●ご協賛金お申込みの詳細は、裏面をご覧ください。

FAX.0463-96-4125

「第7回 いせはら芸術花火大会」に関する協働事業協定書

伊勢原市(以下「市」といいます。)といせはら芸術花火大会実行委員会(以下「実行委員会」といいます。)は、「第7回 いせはら芸術花火大会」(以下「事業」といいます。)に関し、次のとおり協働事業の協定を締結します。

1 事業の目的

伊勢原の自然あふれる景観に映える芸術花火の美しさで人々に喜びと感動を与え、我がまち伊勢原の知名度を高め、全国から注目されるいせはら芸術花火大会の開催に向け、活動することを目的とします。

2 協定の目的

本協定は、事業の実施にあたり、市と実行委員会との間の関係や役割分担、相互協力の内容等を定めるものです。

3 協働に関する原則

市と実行委員会とは、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) お互いが対等かつ協力的な関係を保つよう心がけます。
- (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係をつくります。
- (3) お互いの活動を理解し、その主体性・自主性を尊重します。
- (4) 個人情報の保護に考慮しながら、協働の過程や結果等の情報を公開し、市民の理解を得るように努めます。
- (5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。
- (6) 一定の時期に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討します。

4 役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア 情報提供

市は、実行委員会に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業のための会場確保に協力します。
- ii 事業のための各種許認可の指導を行います。
- iii 事業のための国・県との連絡調整に努めます。
- iv 円滑な事業の運営及び火災等の緊急時への対応に協力します。
- v 市広報や市ホームページにより、事業の周知を行います。

ウ 報告書に関すること。

市は、実行委員会が作成した報告書等の内容を真摯に検討し、市政に生かすよう努めます。

(2) 実行委員会の役割と責務

ア 情報提供

実行委員会は、市に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 事業の目的を達成するため、事業を総括します。
- ii 事業のための他団体等との連絡・調整を行います。
- iii 事業のための人員・予算を確保します。
- iv その他、事業開催に関わるすべてを行います。

ウ 情報公開

実行委員会は、事業実施の経過・内容・成果等について、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をします。

エ 個人情報の保護

実行委員会は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、プライバシーに関するものなどについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

5 相互の連絡調整

市と実行委員会は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議等を開催して協議します。

6 協定の有効期限

本協定の有効期限は、平成30年4月30日までとします。

7 報告書の提出

団体は、事業終了後90日以内に市に対し事業完了報告書を提出するものとします。

8 事業の評価等

実行委員会と市とは、事業の実施後に事業の評価を行います。

9 その他

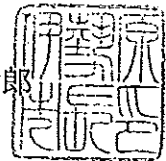
本協定に定めのない事項で、事業を実施する上で必要と認められるものについては、実行委員会と市とが協議して定めるものとします。

平成30年2月 6日

(市)

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 高山 松太郎



(実行委員会)

いせはら芸術花火大会実行委員会
実行委員長 柏木 貞俊

